

令和2年度用

羽島市小口融資の ご案内

——中小企業者の皆さまへ——

羽 島 市

この制度は、岐阜県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を活用し、市内における中小企業者の経営の安定に資することを目的とするものです。

令和2年度より羽島市小口融資審査委員会は廃止となりました。申込みされますと市で調査し、融資の適否は市長が決定します。

1 融資対象者

以下(1)～(4)の条件を満たす方

- (1) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人又は法人で、市内に1年以上住所及び事業所を有し、継続して1年以上同一事業を営んでいる方
- (2) 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種に属する事業を行なっている方（許認可等を必要とする業種は、許認可等を習得している方）
- (3) 市税等を滞納していない方
- (4) 過去に、代位弁済、延滞、協会の求償権、銀行取引停止等がない方

2 融資用途

運転資金・設備資金・運転設備資金

※借入金返済に伴う借替えだけの申し込みは認められません。

3 融資限度額

2,000万円以内（10万円単位）

※信用保証協会の既存保証残高と合算して2,000万円以内である必要があります。

4 貸付期間及び返済方法

以下の(1)または(2)のいずれかを選択してください。

(1) 月賦返済

貸付期間は10ヶ月・20ヶ月・25ヶ月・40ヶ月・50ヶ月・60ヶ月・72ヶ月・84ヶ月・96ヶ月・108ヶ月、120ヶ月の11とおりです。

ただし、設備資金・運転設備資金120ヶ月以内、運転資金は60ヶ月以内です。

(2) 一括返済

貸付期間は6ヶ月・7ヶ月・8ヶ月・9ヶ月・10ヶ月・11ヶ月・12ヶ月の7とおりです。

5 融資利率

固定金利年利0.75%（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで申し込み分）

（借入金の返済後、利子の補給制度があります。）

6 信用保証料

年0.5% ～ 2.2%（9段階の弾力的保証料率）

※企業の資産や借入金の返済状況、業績等のデータにより保証協会決定されます。

（借入金の返済後、信用保証料の助成制度があります。）

7 担保

必要としない

8 その他

- (1) 岐阜県信用保証協会の保証が付かない場合は、取扱いができません。
- (2) この融資制度は、責任共有制度の対象外です。信用保証協会の保証割合は 100%となります。
- (3) 約定どおり完済され、市税等を完納されている方を対象に、信用保証料と支払い利息の補助をいたします。
 - ①借入れ時に支払った信用保証料の 1/3 以内
 - ②支払い利子総額の 72%を乗じた額

9 取扱い金融機関

十六銀行・大垣共立銀行・岐阜信用金庫・尾西信用金庫・大垣西濃信用金庫・岐阜商工信用組合以上の市内の各支店

10 必要書類

申込みは、金融機関により行っております。申込人はまず金融機関へ融資の件を申し出、金融機関から市役所（北庁舎 1 階）商工観光課へ全ての書類を持参し、申し込みしてください。その後県信用保証協会の事前審査を経て、市商工観光課にて融資するか否かを判断させていただきます。

なお申込み後、市商工観光課により申込人事業所等に現地調査を行う予定です。（詳細はお問い合わせください。）

- (1) 法人・個人共通
 - ① 小口融資あっせん申込並びに追認保証にかかる宣誓書
 - ② 信用保証依頼書（金融機関において作成されたもの）
 - ③ 信用保証委託申込書
 - ④ 信用保証委託契約書
 - ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書（信用保証会宛）
 - ⑥ 決算情報確認書
 - ⑦ 個人情報の取扱いに関する同意書（羽島市長宛）
 - ⑧ その他信用保証協会が必要とする書類

(2) 法人の場合の添付書類

(申請人)

- ① 印鑑登録証明書(2通)⇒法人は法務局(有料)
* 発効日から3ヶ月以内であること
- ② 法人市民税納税証明書 ⇒市役所税務課で交付(有料)
- ③ 直近2期分の決算申告書・所得税の確定申告書の各写し
- ④ 業態申告書(白色申告の場合)
- ⑤ 許可書等の写し(許認可を必要とする業種)
- ⑥ 商業登記簿謄本及び定款(法人) ⇒法務局で交付(有料)
* 今回の資金に関する事業目的が記載されていること
* 株式会社は最終登記日から5年以内であること
- ⑦ 見積書等(1ヶ月以内の日付で業社印のあるもの)(資金用途が設備資金の場合)
- ⑧ 固定資産評価証明書 ⇒市役所税務課で交付(有料)
- ⑨ 市税完納証明書 ⇒市役所税務課で交付(有料)

(3) 個人の場合の添付書類

- ① 印鑑登録証明書(2通)⇒市役所市民課で交付(有料)
* 発効日から3ヶ月以内であること
- ② 住民票(家族全員)(1通)⇒市役所市民課で交付(有料)
- ③ 市民税納税証明書 ⇒市役所税務課で交付(有料)
* 7月1日から1月31日の間に申請される場合は、当年度分と前年度分の2年分の証明が必要となります。課税のない方は、非課税証明書を添付してください。
- ④ 直近2年分の決算申告書・所得税の確定申告書の各写し
 - (ア) 業態申告書(白色申告の場合)
 - (イ) 許可書等の写し(許認可を必要とする業種)
 - (ウ) 見積書等(1ヶ月以内の日付で業社印のあるもの)(資金用途が設備資金の場合)
 - (エ) 固定資産評価証明書 ⇒市役所税務課で交付(有料)
 - (オ) 市税完納証明書 ⇒市役所税務課で交付(有料)

保証対象外業種（主なもの）

農林漁業

（林業の内素材生産業及び素材生産サービス業を除く）

金融・保険業

（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

風俗営業飲食業

（食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものを除く）

サービス業中次のもの

- ・ 興信所、易断所、観相業、相場案内業
- ・ 競輪、競馬等の競争場・競技団 ・パチンコホール、射的場、場外馬券・車券場、競輪・競馬等予想業、
- ・ 特殊浴場業、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、テレホンクラブ、ヌードスタジオ、ストリップ劇場、ファッションマッサージ等（風営法2条6項～10項に掲げられている業種）
- ・ 民営職業紹介業（芸ぎあっせん業に限る）、
- ・ 集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）

政治・経済・文化団体 ・学校法人 ・宗教